

運行管理業務の一元化の 更なる検討について

令和5年度第3回「運行管理高度化ワーキンググループ」

概要

- 安全性を確保した上で遠隔から点呼や運行指示を実施するための個々の制度や機器の要件等について、実証実験等を通じて制度化に向けた検討を進めており、これら個々の制度を組み合わせることにより、ICT機器を活用した運行管理業務の一元化を実現し、運行管理の強化及び輸送の安全性向上に向けた検討を進める。

現行の運行管理

【点呼】

運行管理者が同じ営業所等に所属する運転者に対し、乗務前後に原則対面で点呼を実施



【運行指示、労務管理等】

運行管理者が同じ営業所に所属する運転者に対し、運行指示等を実施



【遠隔点呼の実施】

運用中

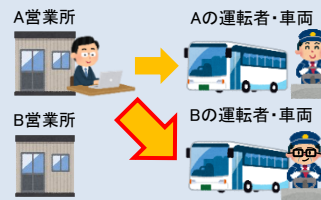
ICTを活用し、カメラ・モニターを通じて運行管理者が遠隔から点呼を実施できるようにする



【運行指示者の一元化】

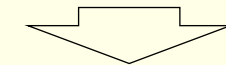
実証実験中

運行管理者が他営業所の運転者に対しても運行指示等を実施できるようにする



運行管理業務の一元化 (同一事業者内)

実証実験中



統括営業所



運行管理業務の一元化の検討状況

- 同一事業者間における運行管理業務の一元化については、令和5年度第2回運行管理高度化ワーキンググループ(令和5年12月6日開催)において要件の最終とりまとめを行ったところ。令和6年度より実施が可能となるよう、関係通達を準備中。
- ヤマト運輸より提案のあった人の柔軟な配置(運転者の所属変更を行わない状態で、他の営業所において運転業務が可能となる検討)については、令和5年10月から12月にかけて実証実験を実施。



今後の更なる検討方針

- 人手不足に見舞われる運送業界において、運転者の柔軟な配置についての要望がある中で、実証についてはヤマト運輸の事例のみにとどまることから、「運転者の柔軟な配置に係る先行実施要領」を発出し、具体的な使われ方を確認しながら、要件の検討を進めることとする。
- 実施する業態は、まずは実証実験を実施したトラックにて行うこととし、バス、タクシーについても具体的なニーズを把握しながら、先行実施を検討する。

⑤ 労務管理
 交替運転者の配置基準に係る交替タイミングや、連続運転時間制限対応のための休憩のタイミングについて、指示者が把握する必要。

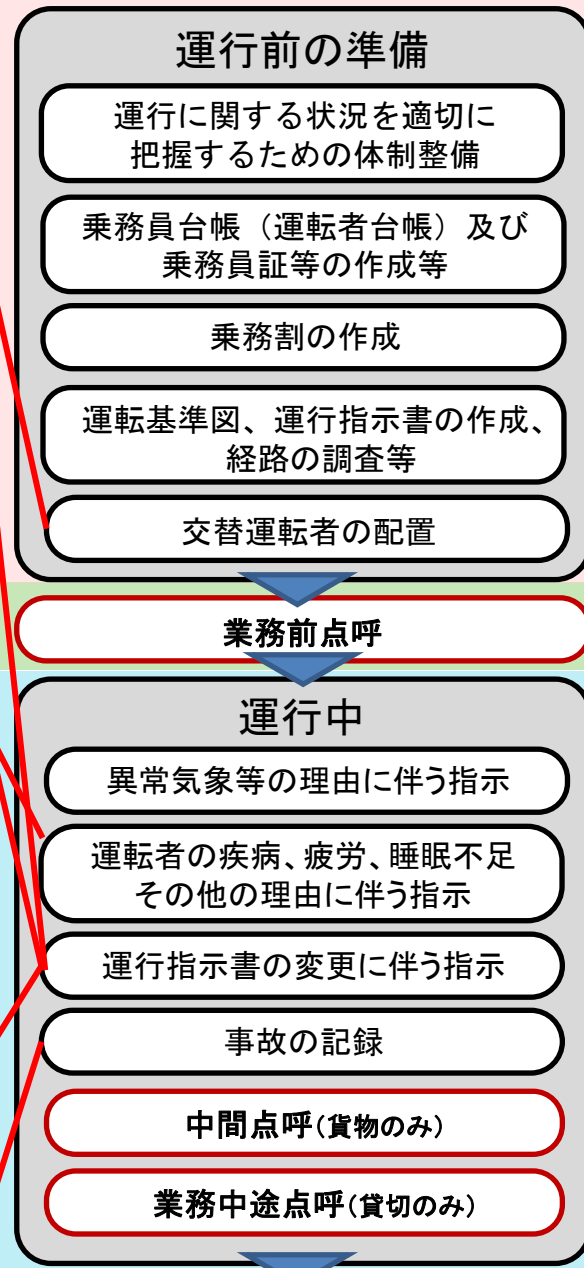
⑥ 運転者からの適切な申し出
 馴染みのない運行管理者に対し、体調不良の際に報告しにくい環境になるおそれ。

⑨ 指示に必要な情報の共有・確認
 運行管理者が適切な指示を行うために、運転者の所属営業所で管理する以下の情報を共有し、これらを確認した上で指示を行う必要がある。
 (運行中の指示に必要な情報)

- | | |
|-------------|----------------|
| 1. 日常の健康状態 | 7. 運転者台帳の内容 |
| 2. 運行中の投薬状況 | 8. 車両の整備状況 |
| 3. 労務時間 | 9. 運行経路情報 |
| 4. 適性診断の結果 | 10. 運行情報(車両位置) |
| 5. 指導監督の記録 | 11. 点呼結果 |
| 6. 過去の事故歴 | ※8~11は派遣先にて管理 |

⑩ 経路変更の指示方法の検討
 乗り換え地点の変更や、経路の変更の確実な指示方法について検討が必要。

⑪ 事故の正確な記録
 事故を正確に記録する方法について検討が必要。



① 可能範囲に関する検討

運転者が移動することにあたり、可能な範囲を定めるべきか検討が必要。

② 営業所・運転者に求められる要件の検討

移動を可能とする営業所について、悪質違反歴や行政処分歴等、一定の要件を設けるべきか検討が必要。運転者についても事故歴有無など一定の要件を設けるべきか検討が必要。

③ 責任の所在の明確化

事故や違反行為が生じた際の責任の所在の明確化が必要。

④ 確実な情報の共有

運転者の所属する営業所と派遣される営業所間において必要な情報を共有する方法の検討が必要。

⑦ 運行管理者への負担集中の防止

派遣営業所において、その業務量に応じた必要な運行管理者数の検討が必要。

⑧ 車両に関する指示方法の検討

馴染みのない車両の操作について、運転者の教育や指示方法の検討が必要。

業務後点呼

運行後

乗務記録の管理

運行記録計による記録の管理

その他の業務

乗務員に対する指導監督

乗務員の労務管理

乗務員の健康管理

運転者に対する適性診断の
受診指導

休憩・仮眠等施設の管理

アルコール検知器の
常時有効保持

補助者に対する指導監督

⑬ 確実な記録・引継ぎ方法の検討

乗務に関する運行経路や勤務時間等について、確実に記録され、関係者に伝達する方法の検討が必要。

⑭ 乗務記録の改ざん防止

未記載事項があったにもかかわらず、乗務記録が事後的に改ざんされてしまうおそれ。

⑮ 指導監督の検討

派遣営業所の運行管理者が当該営業所のエリアにおける注意事項など確実に指導監督を行うことができる方法の検討が必要。

⑫ 機器・システムの故障時の対応

機器・システムの故障時や施設の破損時における対応方法の検討が必要。

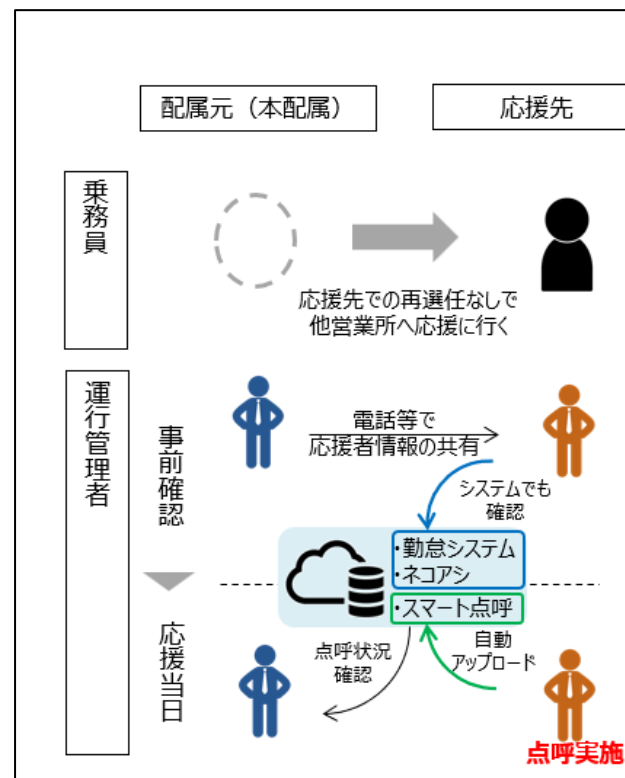
運行管理者への負担集中の防止【⑦再掲】

業務を1人の運行管理者に集中させることで、運転者数の増加により、業務負担の肥大化、及び管理の形骸化のおそれ。

人の柔軟な配置における実証実験について

<実証実験案 トラック (R5.9~) >

事業者	形態	内容
1 ヤマト運輸	短距離配送	東京都の城東主管支店(江戸川区を管轄)のうち4営業所において、営業所ごとに選任されている運転者をフレキシブルに配置することで、突発的な物量増加等のイレギュラ対応力強化や営業所間の労働時間均一化を図るもの。 当該運行に係る運行管理業務は派遣先で一元的に実施する。



<派遣先営業所で行う運行管理について>

運行管理の法令上の業務のうち、下記業務については派遣先営業所で一元的に実施

- ・乗務割の作成
- ・交替運転者の配置
- ・業務前後の点呼(デジタル点呼ツールを使用)
- ・異常気象等の理由に伴う指示
- ・運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由に伴う指示
- ・休憩仮眠施設の管理
- ・アルコール検知器の常時有効保持
- ・補助者に対する指導監督

<運転者の所属営業所で行う運行管理について>

運行管理の法令上の業務のうち、下記業務については運転者所属営業所で一元的に実施

- ・乗務員台帳の作成
- ・事故の記録
- ・乗務記録の管理
- ・運転記録計による記録の管理
- ・乗務員に対する指導監督
- ・乗務員の労務管理
- ・乗務員の健康管理
- ・運転者の適性診断に関する受診指導

① 面識のない運行管理者に自身の疾病や疲労、睡眠不足を確実に伝えられるか。

（対応）

運行管理者側で応援稼働にくる**ドライバーの情報を、ICT機器を活用して事前共有**をしておき、運行管理者からドライバーに対し積極的に問いかけできるようにする。

（結果）

伝えにくいと回答したドライバーはなし。面識のない運行管理者による点呼でも、運行管理者側からの積極的に問いかけがされる状況を作り出せれば、従前同等にドライバーが体調不良等を申告できる。

② 土地勘がない応援先での稼働でも安全に運行できるか。

（対応）

応援先の運行管理者がドライバーに対し**地理的な注意事項を詳細に伝達**、および補助的に**自動ルート組み機能を活用**して、ドライバーの運転行動に焦りが生まれないようにする。

（結果）

応援先と配属元での稼働を比較した結果、デジタコの運転行動数値を比較した結果、**応援先でも安全に運行できている**。江戸川区内の営業所間で**労働時間の平準化が図れた**。

③ 配属元と応援先の運行管理者間で、運転者に関する情報を適切に共有できるか。

（対応）

応援先にて、**ドライバーの情報を、ICT機器を使用して確認できる環境をつくる**。実証では、配属元から応援先に電話等を使用して引継ぎを行ったうえ、**応援先では引継ぎを受けた記録を残す**こととする。

（結果）

応援先にてICT機器を使用し、ドライバー情報を確認かつ記録を残すことは運用上問題ない。一方、「応援先で点呼執行をした時点で責任の所在が応援先にあると考え、共有を受けたかどうかの裏付けを残す必要性は薄いのでは」という声があった。**配属元と応援先の責任分担を明確化**したうえで、運行管理者がICT機器を使用して応援にくるドライバーの情報を確認できる環境があれば、**それを確認したか否かの記録は必要ない**と考える。

④ 引継ぎ内容は、応援先の運行管理者が運行可否判断できるだけの情報が集まっていたか。

（対応）

応援先にて、応援にくるドライバーに対する運行中の指示に必要な情報を、ICT機器を使用して確認できる環境をつくる。健康管理面（バイタル、投薬状況等）は別途電話等で実施。

（結果）

通常の会話等で判断できる体調不良は、その場の様子（呼吸が早い、脂汗をかいている、目がうつろなど）で判断できるケースが多いと思われる。ICT機器を用いて対面点呼を行っているが、遠隔点呼と異なり、運行管理者とドライバーが相対するため、**バイタルのチェックは参考程度で良いのではないか。**

⑤ 運転者が応援先で乗務した記録が正確に行われるか。

（対応）

ICT機器（デジタル点呼ツール、ドラレコ付きのデジタルタコグラフ）の履歴を確認する。

（結果）

乗務記録が正確に行われ、監査時等に点呼記録等を提出することが可能。

先行実施要領(案)

ヤマト運輸における実証実験の結果を踏まえ、以下の観点を検証するために、「運転者の柔軟な配置に係る先行実施要領」を発出し、令和6年度での制度化を見据え検討を進める。

<先行実施の中で検証する観点>

① 責任の所在

先行実施要領の中では、運行管理業務一元化の考えに基づき、運行管理の責任は運転者の所属営業所の運行管理者に帰属することとするが、業務は派遣先営業所で行うことになることから、どちらの営業所の運行管理者に帰属すべきか引き続き検証を行う。

② 派遣可能な範囲

先行実施要領の中では、運転者の移動する範囲は、国土交通省運輸支局管内に限定する。

③ 派遣可能な規模や運行管理業務の役割分担

派遣可能な規模(人数)や運行管理業務の分担については事業者による選択を可能とするが、従前と同等の安全性を確保するために必要な指導監督の実施やP3⑨に示す運転者に関する情報が電磁的方法で共有されることなど、高度な機器の使用を求める。

実施方法(案)及び今後の進め方

人の柔軟な配置を希望する事業者は、「運転者の柔軟な配置に係る先行実施要領」に基づき、国土交通省へ申請を行うこととし、国土交通省にて各要件の遵守状況を確認したうえで実施可能とする。

先行実施状況については令和6年度の運行管理高度化ワーキンググループにおいて報告を行い、制度化の要件化を進め、早期の実現を目指す。

論点① 人の柔軟な配置における先行実施要領(案)について

P10に示した実証実験を踏まえた先行実施の中で検証する観点は適切か。

論点② 実施方法(案)及び今後の進め方について

P11に示した実施方法(案)及び今後の進め方は適切か。